

栄区公告第5号

土地収用法に基づく裁決申請書及び明渡裁決申立書等の
縦覧

次の起業者から神奈川県収用委員会に対し、平成28年12月2日付けで、土地収用法（昭和26年法律第219号）第39条第1項の規定による使用の裁決の申請及び同法第47条の2第3項の規定による明渡裁決の申立てがあり、同法第40条第1項及び第47条の4第1項の規定に基づき、神奈川県収用委員会から、同法第40条第1項の裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項の書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項及び第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定に基づき、公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

なお、土地所有者及び関係人は、縦覧期間内に、次の土地及びこれに関する権利について仮処分をした者その他損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は、神奈川県収用委員会の審理が終わるまでに、同法第42条第2項及び第47条の4第2項において準用する同法第43条の規定に基づき、神奈川県収用委員会（神奈川県庁内）に意見書を提出することができる。

平成29年1月25日

横浜市栄区長 小山内 いづ美

1 起業者の名称及び住所

国土交通大臣
東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3丁目3番2号

2 事業の種類

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ヶ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目	
		登記簿	現況
栄区小菅ヶ谷二丁目	1,695番の190	公衆用道路	公衆用道路

4 縦覧の場所

栄区桂町303番地の19
横浜市栄区役所総務部区政推進課

5 縦覧期間及び縦覧時間

平成29年1月25日から平成29年2月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前 8 時 45 分 から 午後 5 時まで